

平成 23 年度第 6 回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成 23 年 1 月 29 日（火） 午後 6 時から午後 8 時
- 2 場所 練馬区役所交流会場
- 3 出席委員 朝日委員（座長）、河村委員（副座長）、馬場委員、坂元委員、志澤委員、長澤委員、保坂委員、野澤委員、齋藤委員、森下委員、河辺委員、田中委員、河合委員、森口委員、伊東委員、矢吹委員、吉田委員、石野委員（以上 18 名）
※欠席委員 安部井委員、鈴木委員、前田委員、秋本委員、市川委員、工藤委員、米村委員、渡辺委員、千田委員、八戸委員、今田委員
- 4 傍聴者 1 名
- 5 配布資料 障害者計画懇談会意見書（案） 【資料 1】
障害者計画素案（案） 【資料 2】

○事務局

お見えになっていらっしゃる方も何人かいらっしゃるようですが、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。まず資料の確認です。郵送でお送りした分のほかに、本日机上配布ということで、今後のスケジュール等が記載された参考資料がお手元にあるかと思えます。よろしいでしょうか。資料 2 の中で計画草案の案を事前にお送りいたしました。現在この案については書き換えてる最中ございまして、本日の検討内容という形でご提供いたしましたけれども、最終的に流動的な部分も非常に多々あるということなので、大変恐縮なんですけれども、この資料については回収をさせていただければと思います。

ですので、懇談会終了時に、そのまま机上の上に置いて、そのまま退出いただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。当然メモとか、アンダーラインを引いたりとか、そういったのは全然構いませんので、大変恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

それと出席の確認ですが、まず欠席のご連絡が何人かから入っておりまして、前田委員と安部委員、鈴木委員、市川委員、工藤委員、渡邊委員の方々から欠席のご連絡が入っております。また、区側の出席でございまして、福祉部長以下、関係部署の職員が出席させていただいておりますが、この中で寺西保健予防課長と小池石神井保健相談所長が欠席となっております。事務局からは以上でございまして、以下の進行、まだ座長がお見えになっておりませんので副座長をお願いいたします。

○副座長

皆さんこんばんは。座長は大学で出がけに急な用が入って、もう間もなく到着すると思っておりますが、それまで代わって進行をさせていただきます。本日もお忙しい中、ご参会いただきましてありがとうございます。2 年度にわたって皆さんご協力いただいてまいりました懇談会も、今回で最終回ということですね。取りの

会となります。本日もよろしくお願ひいたします。

早速でございますけれども、本日の検討事項ということで、障害者計画懇談会意見書(案)。前回から検討しておりましたものをさらに事務局のほうで案をいただいておりますので、まずは事務局のほうに説明からお願いしたいと思ひます。

○事務局

資料1の説明

○副座長

ありがとうございました。それでは今、事務局からご説明をいただきまして、もう既に先週のうちに皆様のお手元に届いて、もうお読みいただいているかと思ひますが、意見書案、本懇談会からの意見書ということで、前回以降新たに、今ご説明がありましたように、わかりやすいように今回、下線部分で新たな分については加えていただき、さらに用語解説を区民の皆さんがわかりやすいようにということで加えていただいております。

この冊子、まだ座長のご挨拶の最初に来るのだと思ひますが、本懇談会の意見書(案)として、今ご提示いただいたものを、どこからでもよろしいでしょうか。ご意見いただければと思ひます。

○座長

お詫びとご挨拶で申し訳ございません。遅くなりました。学生には講義には遅れないようにというふうに言っているんですが、申し訳ありません。ちょっとよんどころない委員会がありましたもので、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

いよいよここで意見を取りまとめるということになりますので、今日はぜひ委員の皆様方から、感想でも含めてでも結構でございますので、これまでご意見をいただき、また、最終調整ということで事務局の中でもお諮りいただいたものでございますので、特に順番は問いませんが、質問でも意見でも含めて、皆様のご意見をいただきたいと思います。もちろん、障害者計画の草案のほうでも結構でございますので、今日はそんなようなことで、ぜひご発言をいただければというふうに思っております。

では、意見書(案)についてはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

はい、お願ひいたします。

○委員

質問させていただきます。4ページの上から2番目に○があります。その中で「ケアマネジメントの機関としては、通所施設などの事業所が行うべきではないか」の表現がなされておりますが、私、当事者団体の身障福祉協会の者なんですが、私たちのほうの会員のほとんどは、やや高齢化によって通所施設等をあまり利用しないで、いわゆる在宅サービスを利用することが多いんです。

そういう場合の「通所施設などの事業所は」という表現がなされておりますけれども、福祉事務所とか保健相談所とか地域生活支援センターの相談機関というものを、そういうことは意味するのか。また、ほかに機関があるのか、それをお聞きしたいと思っております。

○座長

はい、ありがとうございます。関連するご質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。場合によっても、私からも少しご説明できればと思うんですが、事務局のほうでは、森下委員さんからのただ今の質問についてご回答のほうはどうでしょうか。

○事務局

この○印が付いているご意見については、前回の懇談会の中でご意見があったものを記載をしたということですが、この○については個別の意見ということですので、懇談会の総意ということではなく、ある意味、両論併記的な部分も加味をいたしておりますので、こういうご意見がありましたという意味合いで掲載をさせていただいておりますので、これが総意と必ずしもならないのかなと思いますし、また、いろんな個別な意見をまとめる中で、提言で3つ著わさせていただいておりますけれども、こんな形である種、誰でも納得できるような形で集約・収れんをさせていただいておりますので、その辺ちょっとご理解いただければなと思います。

○座長

今のご説明のとおりかなと私も思うんですけども、この相談支援やケアマネジメントについては、どこが行うべきで、どこが一番最も適切かということよりは、例えば今までそういうような取組みが少なかったところも意識化したほうがいいという趣旨だと思いますし、逆に、いろいろな縦走的なもの、そして専門的な相談支援の機能の向上、もう一方で、身近な所で相談支援できるという環境の設定、こういうものが全部合わさって、結果として相談支援やケアマネジメントを高めていくことが大事だと思いますので、ご意見としては、いろんな観点から寄せていただいて、これも具体的にケアマネジメントの活用や相談支援の充実に、今度は計画の中でどう落とし込んでいくかということになるかだと思いますので、そういう意味では、ここでは多様な相談支援に関する縦走的な仕組みをぜひ構築すべきではないかと。そんなような趣旨で、いろんな意見を併記していただいたと。こういうふうにご理解いただくとよろしいのかなというふうに思います。ありがとうございます。

さらにいかがでしょうか。お願いします。

○委員

お世話様です。8ページの所に居住系サービスの関係で前回もこの中の○の4つ目ですね、「グループホーム・ケアホームの整備を進めるに当っては」という所。これについては、事務局さん大変苦勞といたしますか、苦心された表現ではないかなと思います。

ここで「基準が厳しい」という表現、確かにそのとおりでございますけれども、ちょっと考えると、なんで厳しいというか、こういうふうになるのかなというところに、例えばバリアフリー条例なり何なりをこういうグループホームなりに適用するとき、この福祉という部分の理解と言うと、また表現的にこの前もご批判いただきました、ちょっと表現上の問題があり、難しいところがあるかと思

いますけれど、そういう意味での確さという意味では、やはり福祉部門が判断をするということがやはり必要ではないかなと。

ということで、他の部署も当然関連はあります。だから、そういう部門と協力をしていくということ、これはもちろん基本的に大切なんですが、やはりバリアフリー条例の解釈なり何なりという部分については、やはり福祉部門が中心になって、この部分については解釈をしてやっていただきたいなと。できれば、ちょっとそこまで踏み込んだ表現を、同じ区の中ですけど、やはりご担当されてると、他の部署との関連というのはなかなか難しいと思うんですけど、私の感じとしては、少し踏み込んで表現をしていただければありがたいかなというふうに思います。

○座長

はい、ありがとうございます。今のご意見について、関連するご発言等ございますでしょうか。ここの○の所は主に委員からのご意見を、事務局で集約をいただいているかということで、厳しいためというよりは、求める設置基準を踏まえながらも、居住の機会や居住の質の向上を可能にするようなことが必要だと。こういうような趣旨ということでよろしいでしょうかね。

特にほかの委員の皆様方から、先ほど来ありましたように、この一つひとつが全員が一致、8割が一致とか、2割が反対していたとか、そういうようなことではないので。しかしながら、この「居住系サービスを充実する」についての意見として出されたものとして、ここに掲載するというご理解を得られれば、特に委員からのご意見でありますので、今の趣旨を含めて、表現などについてはもう一工夫してみるということよろしいですか。

ちょっと今ここで、こういう表現にするべきだとか、すべきでないというのは難しいところですので、主にご発言いただいた委員さんからのさらなる要望ということで承りたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞお願いいたします。

○委員

もう1点、これはどこに当たるのかわからないんですが、5のサービスの質の向上についてということになるのか、ちょっと違うかもしれませんが、要はこういういろんなサービスや何かへのアクセス、具体的に私が言ってるのは、例えば送迎というふうな問題が非常に私自身困っておりますね。そういうこともぜひ充実して、アクセスできなければ利用できないわけですから。ちょっと具体的に言うと、例えば作業所に通うのに週、往復で言うと10回あるわけですけど、もう6割やったらそれでいいんだということで、それ以上一步も動いてくれないんです。ですから、やはり10割やってもらうのが基本かな。いろいろ現実的には難しい問題がありますから、すぐにそれをということではないんですが、少なくともそれに向かって解決していくような方向をぜひ積極的に取ってほしいなと。

しょうがないので自家用車で送って行くんですけど、結局周りにほかの家族の方も来て、近隣にもご迷惑をかけるというふうなことも出てるんじゃないかな

というふうに感じております。以上です。

○座長

ありがとうございます。具体的には柱が出て、今どこへということでおっしゃってましたけど、各論で言いますと、強いて言うところの辺りでしょうか。になりますでしょうかね。移動支援に。14 ページのですかね。事務局からお願いします。

○事務局

今の委員からの意見については既に6 ページ、「3 日中活動系サービスを充実する」の最初の○の所にその趣旨を踏まえて記載をさせていただいたというふうに、こちらとしては思っております。

○座長

ありがとうございました。6 ページの所で趣旨を反映させていただいているということだと思います。さらにどうでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

○委員

7の「障害者就労を促進するについて」の一番最後なんですけども、一番最後の○です。工賃の増額を図るために、官工事の増や販路の拡大で、販路の拡大の中で自主製品、要するに、そういう人たちで作っている自主製品の販路の拡大ということをもうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思う、文章にさせていただきたいんですけど。これだと何か官公需の、何か当事者が作った製品の販路の拡大だと思うんですけども、その次に「自主製品開発などの支援の樹立が必要です」ということで、少し「障害者が作った自主製品の販路の拡大」みたいな表現にさせていただけない…、開発販路の拡大というふうに何か並べていただかないと、官公需の増と自主製品開発・販路の拡大というふうに、ちょっと変えるだけでわかりやすくなるんじゃないかと思ったので。ごめんなさい、そんなことです。

○座長

ありがとうございます。多分、要素としては取られてるんでしょうけども、それがよりわかりやすいように表現の工夫をというご意見だと思います。さらにかがでしょうか。

○委員

細かいことになっちゃうかもしれませんが、19 ページの「障害者医療を推進するについて」ということの○の1 個目に高次脳機能障害の診断ということが出て来てるんですが、非常に個別的なことなので、ちょっと順番として…、まあ提言の下ですからどうでもいいと言えばどうでもいいのかもしれませんが、順番としてこれが最初に来るとというのがちょっとどうかなという感想なんです。これじゃいけないとは思いませんけれど、少し個別の障害のことが上に来てるのかなという感じを受けております。

○座長

ありがとうございます。そうしますと、この項目としての意見の重要性が意識されながら、これは基本的には事務局としては、特に上にあるから優先順位が高

くてということではなくて、発言いただいた方の順番であったり、もちろんテーマについて関連するものはまとめていたり、こういう理解で定義されてるということですよ？

委員さんのイメージとしては、例えば下から2番目とか、もうあと全体的なものですと3番目とか一番最後のものなどがあって各論になるというイメージでしょうかね。

○委員

まあ、あまりこだわるべきことではないと。

○座長

うーん、そうですね。障害者医療全体に関わる総論と、個別の例えば難病・精神疾患・高次脳機能障害みたいな形で整理できればいいとは思いますが、しかしながらほかにも比較的、アクトなんかもとりあえずは精神のほうをイメージされたご発言かなと思いますので。そうですね、この並びの所はどうでしょうかね。気になる方がいらっしゃるということであれば、それは2番目か3番目に置くだけの話で、それで特に皆さんも差し支えないということであれば、その辺りの工夫は…、はいどうぞ。

○事務局

順番にこだわるということではないんですけども、一応この個別意見を、まとまりとしては上の提言の1、2、3にできるだけ合わせるような形で並べておりますので、高次脳等こういった障害特性に合わせた医療体制の整備というところはつながっていくかなと思いますので、この個別意見を入れ替えるということになりますと、提言の1、2、3の中でどれがいいということではないので、それと連動してこの提言の1、2、3の並べ方をちょっと変えさせていただくということで、それはご理解いただければと思います。

○座長

あるいは、この提言の所で総論か各論に段階的に流れていくということであれば、例えば最初の高次脳機能障害の診断というところからいきなり始まらないで、障害特性等に合わせた医療体制の整備や連携が必要であると。「例えば高次脳機能障害では」というふうに表現すれば、ここが活かされると。こんなような工夫でよろしいでしょうか。じゃあ、その辺りを含めて事務局でお願いしたいと思います。さらにいかがでしょうか。

○委員

2ページの上の括弧の用語解説の1と2がありまして、2の障害者権利条約の説明なんですけど、やり出すとボーダーリスクなんかあるんだろうなということはあるんですけど、ちょっとこの説明だけだといま一つ何かポイントが何なのかなというのがわからないので、例えば障害者の定義が医学モデルから社会モデルにシフトしていくという流れにあるんだというぐらいのことは、ちょっと入れていただいていいかなというふうに思うんですけど。ちょっとその辺りご検討いただければということと、あともう1点。

今さらこの論議をしていいのかという思いは若干あるんですけど、資料の2のほ

うの 15 ページに自立支援協議会からの意見というのが出てて、この障害者計画とか障害福祉計画に関しては、自立支援協議会からの意見を取り上げるということは規定上あるわけですけど、逆に、ここで自立支援協議会がなにをしてるかという辺りのことを、どんな程度まで論議されたかなというところがちょっと。その役割や機能というのが、逆にこの障害者計画・障害福祉計画の中で少し触れておいても。意見を求めたというよりも、自立支援協議会の役割や機能というのをもうちょっと説明といいますか、意味について、少し触れておいてもいいのかなという気がちょっとしてるんですが、その後皆さんの意見も聞いてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○座長

ありがとうございました。じゃあ前段は、第1点は障害者権利条約についての部分で、確かに2ページの所には用語解説で出て来るけれども、1ページの一番下の○で見ると急に唐突感があって、障害者権利条約と言っても、ここでの議論を踏まえた方はわかりますが、これを初めて読む区民の方には「どういう意味なんだろうか」ということで、権利条約の特徴を本当に委員がおっしゃるように、話し出すとこれだけで1つの講義になっちゃうぐらいで長くなりますので。

じゃあ、この所に直接、例えば社会モデルと医学モデルという言葉も、権利条約の条文の中にあるわけではないので、そういう言葉を直接入れるというところまで端折っていいのかどうかというのは、ちょっと私はわからないんですけども、もう少しこの障害者権利条約が唱えてるといって唐突感のないように工夫をするということで、これはよろしいでしょうか。はい。

それでごめんなさい、自立支援協議会についてはこの具体的なくだりが出て来るのは意見書の中で自立支援協議会については触れてないということで。意見書では。はい。それで今のご主旨は、確かに障害者計画と障害福祉計画、特に障害者自立支援法の改正で地域自立支援協議会が設置されてるときには、障害者福祉計画について自立支援協議会の意見を聞くように努めるものとする。実際には来年度からですけど、前倒ししてそのような機会を設けていただけると。こういう整理なんですけども、ごめんなさい、それにこの本懇談会としての意見書のほうに触れたほうがいいのではないかとのご主旨でございませうか。

○委員

自立支援協議会からの意見よりも、我々こういう形で資料2の中で…

○座長

「には」と言ってますよね、確かに。はい、ええ。

○委員

この中で議論される…。

○座長

それはないと思います。ええ、そこに入れるべきだとか、入れなくていいとか、そういうことでなくて。それはなかったと思います。それで、この柱建ての所で例えば基本理念、計画目標について、各論の所ですよ。それぞれのテーマごとの話になりますので、そこに自立支援協議会、要は作成過程において意見の集約

だったり、自立を支援するという観点の取組みから見たときに、この計画がどういう位置づけにあるのかというプロセスのことになると思いますので。それについてほかの委員さんからのご意見をという投げかけがございましたので、坂元委員さんからの今の投げかけについて、何かございますでしょうか。

素案についてはこれからの後半のテーマになりますので、その辺りで具体的に今ご指摘いただいた15ページですかね、障害者地域自立支援協議会からのご意見というふうにありますけども、このご意見の1、2、3という、ここへの反映の仕方について、当然この懇談会でもうちょっと違った書き方があるのではないかと、もっとたくさん書いてもらってもいいんじゃないかと、これで十分だとか、そちらの議論でよろしいですか。

○委員

1つは、それが我々の側でどう受け止めてということがあると、自立支援協議会の意味はもうちょっと入れていただいてもいいのかなという気はしてますし、中身のことを言い出すとまたいろいろあると思うんですが。

○座長

そうすると、ほかの委員の皆様方から特にご意見も反対もない、賛成・反対のご意見もなさそうでございますので、ちょっと私なりに整理すると、この懇談会の意見書の中に入れるというのはちょっと唐突感というか、なじみにくいところがあると思いますので、今日は後半で素案の所で、具体的には15ページ、障害者地域自立支援協議会からのご意見とありますけども、これ、「地域自立支援協議会は」といきなり書いてありますけども、そこのやはり意味であるとか、なぜここに意見を申し述べるかとか、そういうプロセスをもうちょっとこの15ページの所にていねいに書くと、委員さんのご心配の向きは解決するのかなという気がいたしますので、よろしいでしょうか。はい。しかしながら重要なご指摘ありがとうございました。

それでは、意見書についてはいかがでしょうか。

○委員

本来はネットで文書の訂正を送るべきところだったんですけども、ちょっと失念しましたので。どこだったかな、ちょっとすみません。

「福祉のまちづくりを推進するについて」の10番、18ページです。

○座長

18ページですね。

○委員

はい。3つ目で、かつての井戸端会議といったものが行える環境が重要ではないかということで、突然に水が出て来るので、「今や水を中心とした結びつきから、人の温かさや温かい空気が変わるよう、地域のまちづくりを行う民間団体の活動に期待がかかる」とちょっと訂正してほしいんですけど、よろしいですか。

「今や水を中心とした結びつきから、人の温かさや温かい空気が変わるよう、地域のまちづくりを行う民間団体の活動に期待がかかる」と。そういうふうに表示していただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○座長

ここも、もともとのご意見も委員からのご発言だったんですよね。要するに、水を井戸で汲みに行かないとだめだったものが、上下水道が整備されたので水を介してということはなくなったけども、しかし新しいつながりというものを中核としたまちづくりという活動に期待がかかると。

○委員

水を中心とした結びつきから変わるように、今や変わったという。「かつて」とあるから、「今やその中心は水の結びつきから空気が変わるよう、まちづくりの活動をするように期待がかかる」というふうに、ちょっと工夫を。

○座長

はい、そうですね。わかりました。じゃあ最終的な「てにをは」はまた事務局のほうに委ねるとして、主旨としてはわかりました。ありがとうございました。それでは、意見書についてはこの間皆様方に大変熱心にご議論いただき、また、事務局のほうも皆様方の意見をきちっと受け止めていただき、ここに落とし込んでいただけたものではないかなというふうに思っています。

それで、見開きというか意見書の裏ページですよ。ここは「はじめに」ということで、空いてるのは私が宿題を忘れていたわけではなくて、今日の最終的なご意見を踏まえた上で、ここに至った経緯だとか、正直この考え方ところで各委員の皆様方からこういうすり合わせをさせていただいた機会というのは、ほかの自治体ではあまりなかったもので、私は大変このことで時間もかかりましたし、皆さんにもご負担かかりましたけども、まずは立場を異にする委員の皆様がこういう意見をすり合わせていくという、そういう機会を持てたことが大変貴重だったのではないかなというふうに思いますので、そんなようなことをここに書かせていただくことと、それから、次段の計画に則って進めなければいけないので、今日最終に出たものは座長預かりというか、私の責任で皆様のご意見を最終的にここに落とし込むということで事務局と調整させていただくということで、一応この懇談会意見書については、この今日の議論でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それではごめんなさい、次の議題の「障害者計画素案の案について」ということで、これからいただくんですよね？ はい、すみません。では最初に事務局からご説明をちょうだいしてよろしいでしょうか。

○事務局 資料2の説明

○座長

それでは、どうも説明ありがとうございました。では、ちょうど区切りがいいのでここでいったん休憩をさせていただいて、今のご説明に基づきまして質疑応答ということでご意見をちょうだいしたいと思います。5分ほどよろしいでしょうか。

<休憩>

○座長

はい、お願いいたします。

○委員

単なる質問なんですけど、11ページの上から3分の1ぐらいの所でしょうか、子ども発達支援センターの整備（平成24年度）中途障害者支援事業の実施（平成25年度）というふうに書いてあります。長期計画の中では24年度から実施というふうに書いてあったような気がいたしますが、この1年間、ミスプリントなのか、あるいは計画がずれていったのか、教えていただければと思います。

○座長

それじゃあ事務局からお願いします。

○事務局

当初の計画の中では、同時に24年度ということであげさせていただいてたかと思うんですけども、若干工事等のさまざまな要因がございまして、若干スケジュール的には遅くなるのかなというふうに思っております。ただ、計画化した時点については24ですので、ちょっとこの記載方法についてはちょっと整理させていたいただきたいと思っております。

○座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。私からで申し訳ないんですが、この計画懇談会からの提言16、17、18ページの部分で、例えば今日前半で確認していただいた意見書の案は、ここをご覧いただいた方が、どういう議論があったかということ参照したいときには、例えばここに何か「これを見ろ」とかいうのは可能でしょうか。

ここに全部これが載っかっちゃうというのは、ちょっと計画としてはさすがに。踏まえてはいただきたいわけですけど、ここに全部これが分厚く載ると、かえってわかりにくくなるという感じもするので。この辺りは何かどうでしょうか。区民の方が、懇談会からの提言の詳細を見ようとするときには、何か手立てはございますでしょうか。あるいは、それをここで何らかの形で情報提供することは可能でございますでしょうか。

○事務局

1つには意見書を、例えばこの素案なんかをアップするときに、同時にホームページ上に懇談会の意見。案をアップするというのも1つあるかなと思えますし、また、計画が出来上がった後でも、例えばいずれかの窓口で閲覧をできるような、そういったことは可能かなというふうに思っております。

○座長

はい、ありがとうございます。

○委員

「総合相談体制を構築するについて」ということで、ごく最近の法改正とあれなので盛り込みが非常に難しいのかもわかりませんが、国からは24年度4月1日から相談支援体制の充実ということで、この間も区のほうと指定事業者との関連の中で、いわゆる4センターとは別に、区の指定事業として特定相談支援事業所の検討を開始するということがあるわけですね。

これはなかなかここに盛り込むのは難しいのかもわかりませんが、これが24～

26年なので、その辺りはどういう形で盛り込んでいくのか。いわゆる4センターと民間のケアマネージ等できる相談支援事業所を充実していかないと、ケアマネジメントの利用計画、作成に支障をきたすといわれているんですが、この辺りはどういうふうに考えられてるのか。説明できるなら説明していただきたい。行政側からですね。

○座長

ありがとうございます。関連するご意見やご質問はありますか。よろしいでしょうか。では事務局のほうで、今のご質問についてお願いしたいと思います。

○事務局

法改正、相談支援の拡充については、例えばケアマネジメントシステムの拡充の中で、サービス等利用計画の対象が拡大されるといった表現だとか、あるいは(2)の基幹相談支援センターの整備の中で、地域の相談支援事業所との連携支援を進めていくといった中で、内容というかポイントは示させていただいてるかなというふうに思っています。

また、サービス利用計画の数値目標については、障害福祉計画の所でお見せさせていただいてるんですけども、具体的に特定相談支援事業者、事業所を何カ所増やしていくのかとか、それから整備の具体的なものについては、ちょっと現在なかなか記載するのが難しいところもありますので、その辺また、この計画書を練り上げていく中で載せられる部分については載せるし、難しい場合には、ちょっといろんな表現等は工夫していきたいなと思っています。

○座長

はいどうぞ。

○委員

それに追加しまして、障害者虐待防止センターというのが来年の24年10月1日に法施行されるので、我々の事業所、グループホームを含めて、事業体に対するかなり準備作業というのが必要になってくると思うんです。これも、ここの中になかなか書きづらいかと思うんですけど、書けるのかどうかというのがもう1つです。

それから、同じように成年後見制度利用事業も、区には充実していくということになってますので、この辺りも含めて、先ほど意見書のほうに私もちょっと書いてなかったのが今さらという感じかも知れませんが、その辺りも含めて、せっかく相談支援の充実という国の方針が示されてますので、練馬区の中のこういった計画の中になるだけ反映できるような形が出来れば、非常にありがたいと思っております。以上です。

○座長

ありがとうございます。例えば虐待防止については、当然、虐待防止センターという機能を持たせるということと、それから、それぞれ障害の場合には、民間の事業所をイメージしている事業所での虐待の防止や、あるいは福祉サービス事業所における虐待の防止。学校と病院というのは、ちょっと先送りになっちゃうわけですけども、そういう意味で防止のシステムの構築の中に、きっと25ペー

ジの中に含まれてるんでしょうけども、虐待防止センターを設置するというだけではなくて、それぞれがそれぞれの立場で、この課題にどういうふうに取り組むかというような方向性がもう少し見ればいいということのご意見だと理解してよろしいでしょうか。権利擁護についてはわかる範囲内ですね。

ここについては、また後で、スケジュールもあるかと思いますが、パブリックコメント、自立支援協議会でもご協議いただき、そういう意味では今日ここで具体的な文言というより、いただいた意見をまた踏まえて庁内で検討していただく、こういうスタンスでご意見を出していただければよろしいですよ？

○事務局

はい、そうですね。あと、その虐待防止センター機能についての検討を今まきに行なってる最中ですので、当然、虐待防止がどういうことなのかというようなことを事業所とか区民の方々に広めていくという役割は、当然このセンター機能の中にあるのかなと思いますけれども、個別・具体的にどういった事業を行なっていくのかというのは、ちょっとこの中では、現段階では書ききれないところもありますので、いわゆる法律に規定された事業内容をそのまま記載したというところで、今の段階ではとどめてるということです。ちょっと、ここについてはどこまで書き込めるか、ちょっとなかなか微妙なところかなと思います。

○座長

はい、お願いします。今マイクを。

○委員

48ページの3段目の副籍制度ですが、具体的な計画があるのでしょうか。それがあれば、ここに書いたほうが良いと思いますけれど。

○座長

ありがとうございます。ではご質問ということでございますので、いかがでしょうか。

○事務局

すみません、記載がありません。現在調整中なんですけど、この事業、制度自体は既に行われておりますので、これについての実施も継続して行うという形になっていくかと思っております。これについては、もう少し所管と打ち合わせなどを行なって、パブリックコメントを行なう段階ではきちんと記載をしていきたいと思っております。

○座長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかはいかがですか。はい、お願いします。

○委員

85ページの「障害福祉サービスの供給見込み量および算定の考え方」の中で、ちょっと気になって、事務局からご説明いただいた第二期障害福祉計画の変更点として、(2)の「児童福祉法規定されるサービスについて」、「児童デイサービス事業が児童福祉法に規定する児童発達支援事業となったため、障害福祉計画にサービスの供給見込み量を算定しない」ということは、例えば私ども、障害児幼

児教室を運営してるんですが、そういうニーズのサービスは障害福祉計画の算定計画の中ではなくると。そういう意味なんですか。

○座長

ではお願いします。

○事務局

はい。この障害福祉計画は障害者自立支援法に規定するサービスの供給見込み量とを記載する計画になっておりますので、そもそも児童デイサービス事業というものが24年4月から障害者自立支援法から削除されて、新たに児童発達支援事業ということで、児童福祉法に規定するサービスになっていくということです。障害者自立支援法に規定する計画には載せる事業ではないということです。

ただし、障害児支援については障害者政策の中でも非常に重要な部分でありますので、例えば児童デイサービス等のそういった操業支援とか、そういったところを引き続き行なっていきたいということで、個別事業などは障害者計画の中にも記載をさせていただいていると思います。

ただし、現段階では、障害者計画の中では児童デイサービスという表現を取っておりますけども、もう少し言葉を整理して、児童デイサービスのままだのか、ちょっと変えたほうがいいのか、少し今後ちょっと整理はしていきたいなと思っております。

○座長

関連ということでよろしくをお願いします。

○委員

児童福祉法に変わるということで、非常に現場では不安を抱えているんですが、何も要綱が出てない段階で、区のほうでは、これは今後窓口は、じゃあ。今のお話を伺って余計に混乱したんですが、どこになるということでしょうか。

○事務局

現行どおり、障害者サービス調整担当課がこの事業の窓口ということでございます。

○委員

じゃあ、またちょっと関連してなんですが。じゃあ、それでちょっと安心はいたしましたが、この議論をして、細かいところに関してはあれなんですが、総合福祉法との絡みでこれをどうとらえていいのかずっと疑問にありながら、でも、もっと細かいところを今議論なさってるので、そういうことを出してもあれかなと思いつつながら、総合福祉法のほうの位置も大きく変わるということで、細かいことはわからないんですけど、例えば今、就労支援法で、移行だ、AだBだ、何か出てますけど、全部これは何でしたっけ。アクティビ…、日中、英語になってましたね。アクティビティーサービスになるというと、その辺もどうとらえていいのか。で、こういう計画を出して。その辺の総合福祉法との絡みをどうとらえて、これが検証として出されるのか、そこが一番疑問なんですが。教えていただけたらと思います。

○座長

ありがとうございます。では事務局で現時点での考え方をご説明いただきたいと思いますが、4ページの所の計画期間の所に書いてはあるんですけども。「障害者福祉法（仮称）の施行により、計画期間中に計画を見直す場合があります。」ということなんですが、ここは実はどの程度の総合福祉法の体系になるのかというところが、正直誰も完全には予測できないという世界があるのかと思います。

ただ、骨格提案の中では具体的なところで、もうこの事業名称から何から相当バラバラというふうになってしまうので、そのことを踏まえるときにどういう書き込みというか、どういう構えで区としては、これ国の大きな動きなので、そこを静観せざるを得ないところが本音だとは思いますが、ただ、委員がおっしゃったように、確かにチョロチョロと計画を見直す場合がありますよということではとどまらないかもしれないので、とどまらないときにどういう構えでそれを向き合って、障害者総合福祉法に向き合っていくのかというのが、少し明らかにしたほうがいいのかなという気もいたしますよね。ごめんなさい、私の意見も少し入ってしまいましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局

いつの段階で法改正があったら、どういう計画準備を進めてどう計画を練っていくのかというのは、なかなか具体的にシュミレーションできない部分ではあるんですけど、ただ、現時点としては今ある障害者基本法と障害者自立支援法でこの2つの計画を作らざるを得ないというのが1つと、あと、先ほどご議論いただいた懇談会の意見書については、ある種法体系に当然、個別の事業とか「これ、どうなんだ」というのがあるかと思うんですけども、そうではないもっと基本的な障害のある方の困難性であるとか生活状況などからいろいろご意見をいただいていると思いますので、やっぱり法体系とか制度がどうなるろうとも、基本的な考え方というのは、この意見書の中でいただいたものはベースにして、計画などを組み立てていくんだらうなということでもありますので、名称とかそういったものが変わろうとも、ある意味基本的なところは、いただいた意見などを根っこにしてやっていくのかなというのはちょっと思っております。ちょっと答えにならなくて申し訳ないんですけど。

○座長

この計画にどういう文言で書き込むかというのは、なかなか難しいところがあるろうかと思いますが、行政計画という点では現行の法体系の中に、そういう中で立てざるを得ないというところがあるんですけども、少なくとも、例えば今日の議論の中でも委員からご指摘いただいたように、法体系がどう変わろうとも、練馬区で障害のある方が暮らしていく上で必要な事項は何なのだろうかということ念頭に置いて計画を、もちろん必要に応じて名称も変更しなければいけないかもしれませんが、そういう対応をしていくんだという事務局側のご説明があったということはどうでしょうか。はいどうぞ。

○委員

突っ込むようであれなんですが、例えば総合福祉法ではケアホームという名称がなくなって、グループホームに一本化されると書かれてるんです。今まで練馬

区ではケアホームは福祉施設なので、用地条例を0平米から適用するというところで、私たちももうグループホームしか建てられないので、グループホームを建ててきたんですが、この総合福祉法でグループホームに一本化するというのは、ケアホームも多分含まれるということなのかなと。詳しく出てないのでわかりませんけども。

そうすると、今までグループホームは私たちでかろうじて「寄宿舍や共同住宅の基準でいいです」と練馬区で言われて建ててきたんですが、この総合福祉法でグループホーム化してしまうと、書かれていますけど、ケアホームを含んでグループホームに一本化されたら、練馬区は0平米から適用してるので、一切建てられない状況になってしまうんじゃないかという不安が一番あるんです。その辺の対応を、本当にこういう生の声を活かして、どう練馬区が対応してくださるかという具体的なすごい大きな問題だと思っているんです。

○座長

ありがとうございます。この辺りについては現段階で何かご説明ございますでしょうか。

○事務局

国のスケジュールで行くと年明け、来年の通常国会でこの障害者総合福祉の法案が提出されるというようなスケジュールで今進んでいるようですけども、ちょっとその中身を見てみないと判断できないところはあるかと思います。また、先ほども馬場委員からもございましたけども、どう判断するかというのは私たちのサイドだけではなかなかやっぱりそれは決められない話でもございますし、ちょっとこの場で何とも即断、お答えできるものはちょっと今は持ってないので申し訳ないんですけども。

○座長

では、問題提起ということで今日は記録に残しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。それでは、なかなかこれだけのボリュームを一つひとつ意見書と、あるいは意見を協議してきたプロセスと突き合わせて、それを踏まえていただいているかどうかということの確認作業というのはなかなか難しいと思うんですけども、これらの計画としてももちろんこれから一定のプロセスを経て計画として確定したときに、それに向かってここで意見を出したことで、それから計画に示されてることと、さらにはそれが実行レベルでどのような施策として、あるいは事業として取り組んでいくかという、こういう構えでまた、ここの直接の役割ではないと思いますが、計画の進行管理、評価というところで、誰がどういうふうにするかということは別にしても、重要になってくるのかなというふうに思います。

そのような主旨から、一応今日はこれで確認をさせていただいたということで、今日出た意見については、さらにパブリックコメントなりとも併せて庁内でご調整いただくということでよろしいでしょうか。それでは、計画懇談会としては最終段階ということでございますので、今後のスケジュールを確認した後、ぜひ時間の許す限り委員の皆様方から、ちょっとそのときの時間で私が判断しますので、

どのくらいでということでお時間申し上げますので、ひと言それぞれコメントを
ちょうだいできればというふうに思います。では、事務局から今後のスケジュール
確認よろしくをお願いします。

○事務局 参考資料の説明

○座長

ありがとうございました。それでは皆様方、これからの今後の予定のご確認い
ただけましたでしょうか。パブリックコメントや草案の説明会において、なお私
たちも出席できる、参加できるということだと思っておりますので、併せてよろしくお
願いしたいと思います。

それでは時間の関係から、1人ちょっと1分は厳しいかもしれませんが、あ
るいは、今日はもうご発言されてるので結構ですということであれば、それもそ
れで結構でございますけども、この間長きにわたりまして懇談会にご出席・ご参
加いただきましたので、感想や、あるいは「これだけは」というご意見も含めて、
本当にすみません、30～40秒ぐらいだと思いますけども、そこは適当に進行
してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。では、時計
回りになってしまいますが、マイクを回していただくということによりよいでし
ょうか。すみません。

○委員

座長、それから事務局の方に大変ご努力いただいて、大変ありがたかったと思
います。ただ、これがどれだけ実際の計画が出来るのかということ、それから自
分の子どもということで考えて、将来どういうふうにとイメージがまだなか
なかできない状況ではあります。その辺がこれからの課題かなというふうに思っ
ております。大変ありがとうございました。

○委員

先ほどのご意見にもありましたけど、なくなる法律に基づいて計画作るとい
うのは若干の矛盾を感じるころはあるんですが、それはそれとして、先ほど事務
局もおっしゃいましたけど、背景とか法律が変わっても、やはり何が重要かとい
うところでは、その議論がここでどれだけ深められたかなというのはいろいろ評
価はあるかと思うんですが、その辺りが揺らがないようにということで期待をし
ていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○委員

どうもありがとうございました。私は教育関係でここにいさせていただいたん
ですが、自分の意見がなかなか通らないもどかしさを感じていました。障害者基
本法に則るともうちょっと違う方向があったのではないかと、慙愧の念に堪えま
せん。どうもありがとうございました。

○委員

私はこういう会議というか、計画書があることそのものも、中途障害者の家族
で必死で毎日暮らしてましたので、知らないで過ごしてまして、こうやってい
ねいに議論を重ねて計画書が作られていくと、そういうことを初めて知って、非
常に行政に対する思いも変わってきたように思います。高次脳機能障害につきま

しても、おかげさまでこの席で皆さんと意見を共有させていただきまして、これからは私たちがまだまだスタートしたばかりですが、高次脳機能障害の家族としても頑張っただけですので、またご理解とご支援をお願いいたします。

○委員

素人の一精神障害者当事者なんですけれども、公募で加わりました。任期中に障害者基礎調査がありましたので、それについて、その当時から随分辛口のことを述べてたんですけども、この意見書に採用されなかった方の意見も随分ありますけども、自分自身の意見は結構採用されているので本望だと思いますし、また、採用されてない方は、もうちょっと声を上げてというか、いろいろ頑張っていたらいいと思いますし、また、そういったものはやっぱりちゃんとみんなに聞いていただけるように区のほうも頑張っていたらいいと思います。以上です。

○委員

私は今、障害者スポーツをやってみて、それ以外は区が障害者との関わりが全然ないんです。それで、ここの席につきまして、ちょっと私、間違った所へ来ちゃったのかなというような、深く反省をしております。それで、いろいろ資料ですとか、いろいろな話、それから議事録なんかをいただいて、それを家で再度読み返して勉強してるんですけど、大変難しい問題がいっぱいありまして、わからない言葉ですとか、なかなか法令のほうになると、全然普段関わってないものですから理解できないようなところがありましたけど、ここに来たことによって障害についての理解が少し深まったかなというふうに思っております。大変勉強させてもらいました。ありがとうございました。

○委員

私もいろんな会議に出てるんですが、いろんな意味で障害者計画・障害福祉計画と、改めて勉強してるつもりなんですけど、細かくこういう委員会で見ますと、改めていろんなことがわかっていきたくてということで、大変参考にさせていただいております。また、障害者団体連合会もちょっとまとめていかないといけない立場からすれば、同じような団体の方がいっぱいありまして、それを踏まえながら、こういう障害者のいろんな非常に福祉のためにこれからもいろいろやらせていただければと思っております。大変ありがとうございました。

○委員

障害者団体の中での当事者です。我々が日ごろ会の中で、また、障害者同士で話題となっている問題に関して、この検討会の中でよく検討させていただき、また、要望として計画の中に入れていただき、非常に感謝しております。その1つは、相談体制に関する事、相談員に関する事、それからまた、障害者団体の養成・育成に関する事。そういう問題に関して、この計画の中でよく考えていただき、また、要望としてその中に加えていただきましたこと、非常に感謝いたします。またこれからもよくご指導していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員

大変勉強させていただきまして、ありがとうございました。今後の会議につい

で感想とお願いなんですけども、今まではこうした会議では、タイプの一一般の文字を墨字と私たちは言うておりますが、墨字のものがドンと配られて、全然読むことも何もできなかった団体から、今回のこの計画懇談会では点字の資料が配られてるということで、非常にワンステップ、ツーステップ、アップしたのかなと思って、大変うれしく思っております。

ところが今日の資料、大変忙しい中での資料作りでいらしたのでかなとは思いますが、点字の全くページがありません。ですので、皆さん墨字ページをおっしゃって、それでどんどん跳んでらっしゃいますよね。そうすると、探したときにはもう終わってるという。点字のページが全くないということは、85ページ、50ページとおっしゃっても、なかなか跳べないんです、点字の場合。全く同じページではありませんので。ましてや今回、全くページがありませんので、大きな見出しを探しながら追っていた段階でした。

ですから、何か今後の対策として、例えば墨字ページをどこかに入れていただくとか、そうしますと皆さんと同じ土俵でいろんな意見を聞くことができるかなというふうに今回思いました。でも、この点字資料が配られるということは非常にアップだと思って喜んでおります。

それから本当、なかなかちょっとバリアがあって、視覚障害についての意見がなかなか述べられなくて、ちょっと残念でした。本当に申し訳ないなというふうな気もしております。ただ、非常にいろんな、高次脳機能障害等々いろんな勉強をさせていただきまして、大変有意義な会議でございました。ありがとうございました。

○委員

私は今言われたように、ほかの障害をここで勉強させていただきまして、30年前ぐらいには肢体不自由、重度障害者の行く先をと、こういう会議で述べてきた思い出をちょっと思い出しました。そして今、新しい障害というか、そういうことに関して、私たち改めて理解をして応援をしていかなきゃいけないんだというと同時に、子どもたちのことも考えていきたいと思っておりますけど。それともう1つ、個人的には、このあれを読むには年齢が。なかなか読んで読み下して来ることが難しかったです。会にきちんと持って帰れなかったと。会というか会員に持ち帰れなかったんです。中途半端なあれだと、また違ったことを言うんじゃないかという不安で持ち帰れなくて、非常に私一人の勉強で終わってしまったのかということを申し訳なく思っておりますけど、大変いい機会に出させていただきました。ありがとうございました。

○委員

私たちの会は全障害を受け入れてる会ですので、どこでものを言っているのか、私とても悩みました。それで、自分の子どもは軽度発達障害の兄弟を持っておりますので、そこでの母としての、親としての意見は言えるんですが、会員の代表として来てる身では、どこでものを言っている、何でというのがとても難しくて。でも私自身は勉強になりましたので、それだけは良かったと思っております。どうもありがとうございました。

○委員

出席したりしなかったり、お役にほとんど立てなかったんですけども、ちょっと児童デイという限られたことでしか意見が言えなかったんですけども、正直、一応うちは、利用者さんは一番下の子はまだ3歳という子どもたちですので、ちょっと語弊があるかもしれませんが、まだまだ親御さんも若いですし、学校を卒業するまでに時間がありますので、ほかの皆さんの今切羽詰まった状況を聞いていると、ちょっとまだ時間的に余裕があるかなと思っていたんですけども、そのこととしては今利用されている子どもたちが成人するころには、練馬区はもっと、もっといろんな、もっと住みやすい町になっていけばいいかなと思っています。ちょっと先ほどのご意見にもありましたが、ちょっともう本当に児童デイが過渡期で、児童福祉法に移っていて、ちょっと今どうなるんだろうかということが、個人的にはこの計画より気になっているところではあるんですけども。ちょっとまとまりつかないですけど、練馬の今後の福祉が将来良くなっていければなと思っています。ありがとうございました。

○委員

株式会社で介護サービスの事業所をしております。その代表でここに参加させていただいてるんですけども。計画懇談会という障害者全体にわたってという、これからの計画というところに参加させていただいて、その中で私ども、訪問介護を担っているんですが、事業所としてますますレベルアップして、プロとして障害の方に少しでも希望に添えて喜んでいただけるサービスを、やはりこういう計画に則って本当にできれば、ここに参加した意味があるのかなというふうに考えております。これからもまたいろいろよろしく願いいたします。

○委員

大変私も自分の事業所だけのことしか考えてなくて今までやってきたんですけど、こういう機会を出させてもらって本当にいろんな方と巡り合って勉強になりました。ありがとうございました。2つほど、ちょっと私、感想を述べたいんですけども、1点は、これは法律に基づいた障害者計画なんですけども、そういう法律に基づくと、こういうような構成とこういうような計画になると思うんですけども、ちょっと物足りないなということがあります。

1点は、練馬区は何をしたいのか。練馬区はどうしていきたいのか。そういう主体的な姿が見えない。あと、キャッチフレーズがない。あと、もう1つは、私は、これからは障害を持った人たちが、ライフステージに沿って生涯計画を立てていくということが大変重要じゃないかと思う。それで、やはり障害児が生まれたときから、どういうふうに行行政とか、あるいは計画を立てて、死ぬときにはこういうふうになりますよというような、ライフステージに沿った障害者計画を立てることが今後必要になってくるんじゃないか。

また、我々が考えたときも、例えば子供が障害児等生まれたときには、本当に親は戸惑いと、まさか自分の子がこんなはずじゃなかったというような思いがあるわけです。ですから、やはり子供が生まれたときから、こういうようなケアを立てて、障害者計画を立てていくよ。そして、高齢になったときには、こういう

ふうな所に行くよ。死ぬときはこうなるよというような、ライフステージに沿った障害者計画を立ててもらったほうがわかりやすいんじゃないかなということが感想です。

○委員

あかねの会では児童デイサービスから就労支援、グループホーム等、結構多岐にわたって事業を展開してきましたので、児童デイのほうは今2歳から通ってらっしゃいますし、グループホームのほうは今最高齢63歳までいらっしゃるということで、今後の高齢化対策だとか考えることはいろいろあって、本当に今回貴重な場を与えていただいて、本当にありがとうございました。ただ、全事業がほとんど関係してることで、全部にかなり関心はあったんですが、この計画を出すということで、致し方なかったとは思いますが、一つひとつのあれがちょっと焦点が絞りがきれなくて、部門別に。もう少し突っ込んだ話ができれば良かったなど、毎回ちょっとそんな思いを感じながら出席させていただきました。

今後も、総合福祉法に変わっていくときに、それに即応した、またこういう会を持っていただけたらなと望んでおります。どうもありがとうございました。

○委員

今回、策定に向けた計画懇談会ということで、公募委員の方も含めて多くの方が参加して、思いを込めて、今後の計画に置けとめていただくと。その前には、調査であったりとか、ヒアリングに参加した方であるとか、当事者さんたちのたくさんの思いが出されてると思います。それを受け止めて、今後、計画策定から、やはり肝心なのは計画作りではなくて、すべての人の思いは一緒だと思うんです。障害を持った方が当たり前により良い生活を目指せる社会になると。この3年間の計画を通して、1年1年「ああ、変わったな」というのが実感できる、そのためにも計画はちゃんと読んでおこうというような社会になるといいなということで、また私たちの所は相談支援をやってますので、相談支援を通して当事者の皆さんと一緒に「変わったな」ということを見守っていきたいと思っています。今回はありがとうございました。

○座長

ちょうどマイクが回って来たという感じで、座長ということありますけど、30秒だけお時間いただきたいと思います。私はやはり先ほどありましたように、法制度を踏まえながらも、法制度に合わせた生活をするんじゃないで、生活に合わせて法制度を計画し、それを実行していくということが大事なので、一定の制約ははあるとは思いますけども、その中で何を求めるかということのを常に考え続けていくというのはこれからも大事だというふうに感じさせていただきました。

調整役としては、いろいろな意見の違いということもありますので、でも、それはどちらが正しいとか悪いということではなくて、こういう見方もある、こういう考え方もあるということを含めて、一定の到達点を確認するということが大事だと思いますので、こういった議論の場をやはり継続していくことが、計画の中身をさらに高めていくものだというふうに思います。座長の役割をいただいたことを大変心から感謝しております。

○副座長

副座長としてこの場にいさせていただきまして、ありがとうございます。もう時間がないので、本当にひと言だけ。今日は総合福祉法の話もいくつか出ておりましたけれども、先般その骨格についての意見書が出されたその中で、私が一番印象深いというか、「あ、これからだな」と思った部分は、日本のいわゆる公的な予算を、障害者に割いてる予算がまだまだ小さいと。OECDに加盟している国の水準に比べたら本当にまだ小さいんだと。これからだという、その部分に大変震える思いがしたといたしますか。今回この場にいさせていただいて、皆様方の毎回の真摯なご参加に感銘を受けたとともに、今後も一人ひとりの障害者の、より良い、本来あるべき生活というのが地域で実現できるように、その活動に私自身も参加していきたいと思えますし、皆様と協力できていけたらというふうに思っております。どうもありがとうございます。

○座長

どうもありがとうございます。それでは、座長としての第6回の懇談会の進行役を降ろさせていただきます。皆さんありがとうございます。そして傍聴の皆さんもどうもありがとうございました。事務局にお返しするというところでよろしいでしょうか。最後に部長さんのほうから。

○福祉部長

福祉部長でございます。平成22年4月から2カ年にわたりまして11回という数を重ねてまいりました。本日その締めくくりを迎えるに当たりまして、ひと言お礼を申し上げたいと思えます。委員の皆様には長期間にわたりまして、ご多忙の中この懇談会にご出席をいただきました。誠にありがとうございます。懇談会の場で、また、懇談会の場以外においても、本当にさまざまな意見をいただいたというふうに思っております。この2年間、今の法制度の話もございましたけれども、なかなかその方向性が見えない中で、なかなか議論が難しい面もあったかなというふうに思っております。

ただ、委員の皆様、この障害者福祉施策の向上のために日ごろの暮らし、あるいは障害当事者というお立場、あるいはまた、障害サービスの現場という中から、さまざま感じられている課題を述べていただきました。まさに現場感覚で議論をいただいたというふうに感じております。本日、その議論の結晶として懇談会の意見書をまとめていただいたというふうに思っております。区といたしましては、この意見書を踏まえまして計画草案を練り上げて、来年2月には公表してまいりたいと考えております。

最後でございますけれども、私は福祉部長になって2年目なんですけれども、ずっとこの懇談会を継続してたものですから、とても寂しい思いをしております。ただ、締めくくりということでございます。委員の皆様におかれましては、健康にご留意いただきまして、これからも各方面でご活躍いただきまして、折に触れて私どもにご意見をお寄せいただきたいというふうに思っております。今後とも障害者福祉施策の向上にお力添えをいただきたいというふうに思います。以上、簡単ではございますけれども、締めくくりのご挨拶とさせていただきます。誠に

ありがとうございました。

○事務局

では、これをもって閉会をさせていただきたいと思います。お世話になりました。ありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

(終了)